ひめしんローンカード規定

1．（カードの利用）
(1) カードは、当金庫および当金庫と業務提携した全国の金融機関（以下「提携金融機関」といいます）のオンライン現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座貸越借入金の払出し、および預金の払戻しをする場合に利用するものとします。
この場合、この規定に定めのない事項については、ローン契約書、キャッシュカード規定、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定により取扱います。

2．（提携金融機関支払機の利用手数料）
(1) 提携金融機関の支払機を利用する場合、その提携金融機関が支払機利用手数料（以下「手数料」といいます。）を定めているときは、提携金融機関に対し所定の手数料（消費税を含みます。）を支払っていただくものとします。
(2) 当金庫は、前項の手数料を提携金融機関の請求にもとづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行い、その貸越金をもって提携金融機関に支払うものとします。

3．（支払機による出金）
(1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しまたは、預金の払戻しをするときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。
この場合、通帳および当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書の提出は必要ありません。
(2) 支払機による出金は、支払機の機種により当金庫（提携金融機関の支払機使用の場合は、その提携先。）が定めた金額単位とし、１回あたりの出金金額および１日あたりの出金限度額は当金庫または提携金融機関が定めた範囲内とします。
なお、提携金融機関の場合は、最高限度額99万9千円とし、また１日あたりの払戻しは当金庫が定めた範囲内とし、最高限度額は口座単位に最高200万円とします。
(3) 前項にかかわらず、当金庫および提携金融機関の支払機による１日あたりの払戻しについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
(4) 提携金融機関の支払機を利用する場合、出金金額と手数料金額との合計額が出金限度額をこえるときは、出金できません。

4．（支払機故障時の取扱い）
(1) 停電、故障等により支払機が停止し、その取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口で、カードにより当座貸越借入金の払出し、または、預金の払戻しをすることができます。
(2) 前項により取扱う場合には、カードを提出し、当金庫所定の当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書に氏名（署名）、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。

5．（カードによる出金金額の通帳記入）
支払機または窓口でカードにより出金（払戻し）した金額の記入は、通帳を当金庫本支店の窓口に提出されたときに行います。

6．（カードの紛失、届出事項の変更等）
(1) カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当店に届出してください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
(2) カードを失った場合のカードの再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
(3) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

7．（暗証番号の照合等）
(1) 支払機により、カードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、当座貸越借入金の払出しまたは預金の払戻しをした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
(2) 窓口においてカードを確認し、当金庫所定の当座貸越金支払請求書または預金払戻請求書に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取扱いました場合にも前項と同様とします。

8．（カード期限）
(1) カード期限は当座貸越取引期限と同一とします。
(2) ローン契約書に定める当金庫との約定により、取引期限が延長された場合には、カードは継続使用することにします。
(3) ローン契約書、キャッシュカード規定に定める当金庫との約定により、この取引が終了した場合には使用中のカードはカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

9．（解約等）
(1) この取引の解約に際しては、当金庫所定の方法により当店に届出のうえ、カードはお客さまご自身で破棄してください。
(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。

10.（譲渡、質入れ等の禁止）
カードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

11.（規定の変更）
(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以　上
２０２０年１０月２６日現在